

(証券コード 9441)
平成25年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町一丁目4番12号
株 式 会 社 ベ ル パ ー ク
代表取締役社長 西 川 猛

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年3月26日（火曜日）午後7時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階「ロイヤルクリスタルの間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第20期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関する
報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.bellpark.co.jp>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知に掲載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.bellpark.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、夏場にかけて景気回復に向けた動きが見られたものの、年央以降、欧州政府債務危機を背景とした世界経済減速の影響を受け、企業収益、雇用情勢、個人消費は弱い動きや頭打ち感がみられる状況で推移しました。

当社の主な事業領域であります携帯電話等販売市場の当事業年度（平成24年1月～12月）における移動体通信事業者3社の加入者純増数は約736万回線（前事業年度比△3.3%）となり、平成24年12月末の携帯電話の契約回線数の累計は1億2千9百万回線を超える結果となりました。また、当社が販売する携帯電話の移動体通信事業者であるソフトバンクモバイルは、「iPhone」、「iPad」、高速データ通信サービス「SoftBank 4G」に対応したデータ端末及び防犯ブザー付き携帯電話「みまもりケータイ」等が好調に推移し、加入者純増数の年間No.1を5年連続で獲得しました。

このような事業環境の中で、当社は収益性の高い販売網を構築すべく、当事業年度において、ソフトバンクショップを新規出店により13店舗増加し、3店舗を移転させるとともに26店舗の改装を実施いたしました。これにより、全国のソフトバンクショップ2,744店舗のうち、当社の店舗数は、直営154店舗、フランチャイズ54店舗の合計208店舗となりました（平成24年12月末時点）。また、四半期ベースで過去最高の新規販売台数を達成した第1四半期から継続して、ソフトバンクグループの求める施策を早期に販売現場に徹底しつつ、販売促進活動に積極的に取り組むとともに、一部店舗の営業時間延長にも対応いたしました。

この結果、当事業年度における販売台数は、新規販売台数500,414台（前事業年度比25.7%増）、機種変更台数386,469台（同9.1%増）、総販売台数886,883台（同17.9%増）となり、当事業年度の総販売台数計画85万台に対する達成率は104.3%となりました。当事業年度の売上が前事業年度と比べて

増加した要因は、総販売台数が増加したためであります。売上総利益の増加の要因は、新規販売台数及び付属品の販売数増加に加え、継続手数料の増加によるものであります。また、販売費及び一般管理費が増加した要因は、他販売店との競争激化による販売促進費用の大幅な増加や、前事業年度における新規出店による人件費と家賃の増加であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高74,468百万円（前事業年度比5.5%増）、営業利益3,122百万円（同9.6%増）、経常利益3,200百万円（同15.1%増）、当期純利益1,783百万円（同19.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は298百万円（無形固定資産のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定106百万円を含む）であります。その主なものは、平成25年1月に稼働する新販売管理システムの開発、店舗等の開設及び改修に伴う設備の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式、その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成21年12月期)	第 18 期 (平成22年12月期)	第 19 期 (平成23年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成24年12月期)
売 上 高(千円)	46,890,962	60,168,357	70,572,805	74,468,867
経 常 利 益(千円)	3,550,836	2,893,949	2,781,429	3,200,797
当 期 純 利 益(千円)	2,046,361	1,659,719	1,489,749	1,783,495
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	33,172.74	24,766.23	22,325.90	269.84
総 資 産(千円)	16,978,285	18,318,136	22,053,579	21,647,779
純 資 産(千円)	8,245,236	9,742,746	10,884,384	12,502,623
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	123,195.62	145,284.02	164,765.12	1,891.07

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は、平成24年11月29日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は以下の5点を主な経営課題として認識しております。

① 人材への投資

人材の優劣が将来の業績を左右するとの考えから、人材への投資が最重要課題と認識しております。

スマートフォンの普及により、ショップスタッフに求められる水準はますます高くなり、多岐に亘っております。一方で、サービス知識のキャッチアップ、1人当たりの接客時間の増加、長時間労働、個人情報取扱い管理の強化等様々な要因により、ショップスタッフにかかるプレッシャーはかつてないほど高い状況にあり、業界全体の退職率は上昇してきていると言われております。

当社は、新卒・中途社員問わず優秀な人材の採用と育成に注力するとともに、細やかなメンタルケア、通信事業者を巻き込んだ労働環境改善等ES（従業員満足度）への配慮を一層行い、人材の質をさらに高めることで収益性との両立を目指してまいります。

② CS（お客様満足度）の向上

携帯電話は、スマートフォンの急速な普及等により「1人1台」を超える状況にあり、移動体通信事業者間での競争の軸は、他事業者からのMNP獲得へと推移しております。そのような環境下で、キャリアショップは、ブランドイメージを左右するますます重要なチャネルとなっております。移動体通信事業者が提供する端末、サービス、ネットワーク品質のみならず、キャリアショップでのCSやブランドイメージを含めたトータルの競争力が顧客獲得競争における大きな要因と成り得るものと認識しております。

当社はCSの向上に取り組み、お客様、移動体通信事業者の双方から評価される販売代理店となることで、手数料の最大化、利益の最大化を図ってまいります。

③ 販売ポートフォリオの改善

移動体通信機器販売の手数料は、移動体通信事業者がお客様からいただく通話料収入に応じて、商材ごとの手数料が決定される傾向にあります。総販売台数に占める収益性の高い商材比率を高めることが、販売代理店にとって利益最大化への課題となります。

販売ポートフォリオの改善は、移動体通信事業者にとっても収益性の改善に繋がることから、当社は、パートナーである移動体通信事業者へ積極的にご提案し、改善に取り組んでまいります。

④ 収益性の高い販売網の構築

アクセスのよい店舗立地、ゆったりとした展示スペース、お客様をお待たせしない十分なカウンター数を確保することは、CSの向上、キャリアのブランドイメージ向上に不可欠となります。基準を満たす好立地の物件に対する出店や移転、店舗の改装、増床、カウンター増設等店舗の大型化についても、コストを勘案しつつ検討してまいります。

⑤ 経営体制の強化

収益基盤の強化及び多様化、事業拡大による持続的な成長及びステークホルダーとの相互繁栄を図るにあたり、経営体制の強化を進めてまいります。具体的には、専門性の高い優秀な社外役員の増員による取締役会の活性化、優秀な人材の幹部登用によって、代表取締役に過度に依存しない経営体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成24年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
情報通信機器販売サービス事業	携帯電話等情報通信機器の通信サービスの新規契約及び機種変更契約等加入の獲得、情報通信機器等商品の販売、割賦契約の斡旋、故障修理や料金プランの変更等受付、並びに通信料金の収納受付等

(6) 主要な営業所 (平成24年12月31日現在)

① 主要な事業所

本社 東京都千代田区平河町一丁目4番12号
東海事務所 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目5番22号
関西事務所 大阪府大阪市中央区安土町一丁目7番20号

② ソフトバンクショップ（直営店）

店舗数	都道府県別
154店舗	岩手県1店舗、宮城県2店舗、栃木県1店舗 埼玉県16店舗、東京都54店舗、千葉県22店舗 神奈川県16店舗、茨城県1店舗、新潟県3店舗 福井県1店舗、愛知県15店舗、岐阜県1店舗 三重県6店舗、大阪府10店舗、兵庫県2店舗 岡山県1店舗、広島県2店舗

③ ウィルコムプラザ（直営店）

店舗数	都道府県別
11店舗	埼玉県2店舗、東京都3店舗、千葉県1店舗 神奈川県3店舗、愛知県2店舗

④ アップルプレミアムリセラー吉祥寺ストア

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番5号

⑤ Smart Aid

店舗数	都道府県別
3店舗	東京都2店舗、千葉県1店舗

(7) 使用人の状況（平成24年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
651名（562名）	3名増（131名増）	30.0歳	4.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当事業年度に使用人数が増加いたしましたのは、主に新規出店に伴う店舗数の増加に伴う増員によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	125
株式会社三井住友銀行	100

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成24年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 263,700株
 (2) 発行済株式の総数 67,114株（自己株式1,000株を含む）
 (3) 株主数 3,840名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本ビジネス開発	17,533	26.52
西 川 猛	15,259	23.08
株式会社光通信	13,969	21.13
ステート ストリート バンク アント`トラスト クライアント オムニハ`ス アカウント オーエムセ`ロツワ	3,046	4.61
ソフトバンクモバイル株式会社	2,385	3.61
クレデ`イット スイス アーケ`ー チューリツヒ	716	1.08
サ` チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロント`ン エス エル オムニハ`ス アカウント	638	0.96
ヒ`-エヌワイエム エスエ-エヌフ`イ ヒ`-エヌワイエム クライアント アカウント エムヒ`-シーエス シ`ヤハ`ン	585	0.88
片 柳 和 義	421	0.64
株式会社 ト ー シ ン	347	0.52

(注) 1. 当社は、自己株式を1,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成24年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合での株式分割を実施し、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

これにより、発行可能株式総数は、26,106,300株増加して26,370,000株となっております。また、発行済株式の総数は6,644,286株増加して、6,711,400株（自己株式100,000株を含む）となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年12月31日現在）
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成24年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 川 猛	
取 締 役	竹 内 顕	
取 締 役	秋 田 芳 樹	株式会社レイヤーズ・コンサルティング 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	敦 谷 敬 一	
監 査 役	齋 藤 邦 雄	株式会社SMEサポート 代表取締役
監 査 役	山 川 隆 久	弁護士

- (注) 1. 取締役秋田芳樹氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役敦谷敬一氏、監査役齋藤邦雄氏及び山川隆久氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中に辞任した監査役は次のとおりであります。
- | | | |
|-------|----------|------------|
| (氏名) | (辞任時の地位) | (辞任年月日) |
| 久保 憲一 | 常勤監査役 | 平成24年3月28日 |
4. 当社は、社外取締役秋田芳樹氏及び社外監査役齋藤邦雄氏の2名を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	47,250千円 (3,450千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	13,400千円 (13,400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (5名)	60,650千円 (16,850千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成9年3月25日開催の第4回定時株主総会決議において年額80,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成9年3月25日開催の第4回定時株主総会決議において年額20,000千円以内となっております。
3. 監査役の員数には、平成24年3月28日付で辞任した社外監査役1名を含んでおります。また、報酬等の額には当該監査役の辞任までの在籍期

間に対する報酬等を含んでおります。

4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役秋田芳樹氏は、株式会社レイヤーズ・コンサルティングの代表取締役会長であります。なお、当社と株式会社レイヤーズ・コンサルティングとの間には特別の関係はありません。

監査役齋藤邦雄氏は、株式会社SMEサポートの代表取締役であります。なお、当社と株式会社SMEサポートとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 秋田 芳樹	12回	92.3%	—	—
常勤監査役 敦谷 敬一	10回	100.0%	10回	100.0%
監査役 齋藤 邦雄	13回	100.0%	13回	100.0%
監査役 山川 隆久	12回	92.3%	12回	92.3%

(注) 常勤監査役敦谷敬一氏は、平成24年3月28日開催の第19回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役秋田芳樹氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において助言・提言を行っております。

常勤監査役敦谷敬一氏は、金融機関勤務を通じて得た豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において助言・提言を行っております。

監査役齋藤邦雄氏は、金融機関の経営を通じて得た豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において助言・提言を行っております。

監査役山川隆久氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意または請求により、取締役会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備として、以下の措置をとる。
 - ① コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
 - ② コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ③ 重要な業務執行については、取締役会に引き続き付議または報告するものとする。
 - ④ 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
 - ⑤ 倫理規程及びコンプライアンス規程の遵守を当社役員及び従業員に徹底する。
 - ⑥ コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
 - ⑦ 各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施、相談ラインの確保等に努める。
 - ⑧ 内部監査規程に基づき、法令遵守の観点から業務監査を行う。
 - ⑨ 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
 - ⑩ 各取締役が法令に違反する事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
 - ⑪ 必要に応じて、役員及び従業員に対する研修を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、以下の措置をとる。
 - ① 現行の文書管理規程を一部改正し、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに同規程に定める期間保存・管理する。

・株主総会議事録	永久保存
・取締役会議事録	10年間保存
・幹部会議事録	10年間保存
・計算書類	10年間保存
・稟議書	10年間保存

- ② 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を同規程により定める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制整備のため、以下の措置をとる。
- ① 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
 - ② 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ③ 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
 - ④ 倫理規程の遵守を当社役員及び従業員に徹底する。
 - ⑤ コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
 - ⑥ 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
 - ⑦ 各取締役が会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
 - ⑧ 必要に応じて役員及び従業員に対する研修を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制整備のため、現行の組織規程及び職務権限規程を適宜見直し、改正する。
- (5) 当社において現在子会社は存在しないが、子会社を設立する場合は、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備として、以下の措置をとる。
- ① 当社の業務執行部門から独立した部門である監査部が内部監査規程に基づき、当社子会社の内部監査を実施する。
 - ② 当社による監査を受け入れる旨決議した子会社に対し、内部監査規程及び関係会社管理規程に定める手続きに従って、監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会において監査役との意見交換を行い、必要に応じ、使用人を配置する。
- (7) 上記使用人については、取締役からの独立を確保するため、監査役の指揮命令に服するものとし、その職務執行に関連して、人事評価、異動、懲戒

等において不利益な扱いがなされないものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制整備として、以下の措置をとる。
 - ① 内部監査にあたっては、監査部長は「年間内部監査計画書」を作成し、社長の承認を得ることとする。社長は、「年間内部監査計画書」を監査役会に提出し同意を得ることとする。
 - ② 監査役が業務執行に関する事実の報告を求めたときは、各取締役は、取締役会において自ら報告し、または従業員に報告させなければならないものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会社から独立した社外監査役を引き続き選任する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備として、以下の措置をとる。
 - ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
監査部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力または支援を得ることとする。また、監査部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員及び従業員への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	19,036,772	流 動 負 債	8,773,991
現金及び預金	6,765,795	買掛金	5,855,704
売掛金	7,559,980	短期借入金	100,000
商 品	4,174,055	1年内返済予定の長期借入金	325,000
貯 蔵 品	73,609	未 払 金	506,858
前 払 費 用	135,798	未 払 費 用	226,818
短期貸付金	2,813	未払法人税等	831,025
未 収 入 金	181,477	未払消費税等	43,823
繰延税金資産	147,814	預り金	702,788
その他の	109	賞与引当金	155,021
貸倒引当金	△4,681	短期解約違約金損失引当金	9,562
固 定 資 産	2,611,007	その 他	17,388
有 形 固 定 資 産	784,622	固 定 負 債	371,164
建物	644,366	退職給付引当金	113,820
構築物	20,311	資産除去債務	185,180
車両運搬具	2,560	その 他	72,164
工具、器具及び備品	117,384	負 債 合 計	9,145,156
無 形 固 定 資 産	208,452	純 資 産 の 部	
のれん	81,624	株 主 資 本	12,502,203
商標権	59	資 本 金	1,132,846
ソフトウェア	15,437	資 本 剰 余 金	1,857,013
ソフトウェア仮勘定	105,500	資本準備金	1,587,253
その他の	5,831	その他資本剰余金	269,759
投資その他の資産	1,617,931	利 益 剰 余 金	9,619,039
投資有価証券	45,298	利益準備金	8,078
長期貸付金	11,184	その他利益剰余金	9,610,960
敷 金	1,318,660	繰越利益剰余金	9,610,960
差入保証金	159	自 己 株 式	△106,696
会 員 権	52,701	評 価 ・ 換 算 差 額 等	419
長期前払費用	51,081	その他有価証券評価差額金	419
繰延税金資産	141,234	純 資 産 合 計	12,502,623
その他の	161	負 債 純 資 産 合 計	21,647,779
貸倒引当金	△2,550		
資 産 合 計	21,647,779		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売 上 高		74,468,867
売 上 原 価		60,576,241
売 上 総 利 益		13,892,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,770,251
営 業 利 益		3,122,374
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,057	
受 取 賃 貸 料	7,800	
受 取 保 険 金	682	
商 品 券 等 受 贈 益	68	
物 品 売 却 益	748	
為 替 差 益	85,438	
そ の 他	9,853	105,649
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,451	
賃 貸 費 用	7,200	
支 払 手 数 料	6	
そ の 他	6,567	27,225
経 常 利 益		3,200,797
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,829	6,829
特 別 損 失		
会 員 権 評 価 損	19,348	
減 損 損 失	20,005	39,354
税 引 前 当 期 純 利 益		3,168,272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,405,474	
法 人 税 等 調 整 額	△20,697	1,384,777
当 期 純 利 益		1,783,495

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成24年1月1日 期首残高	1,129,806	1,584,213	269,759	1,853,973	8,078	7,999,221	8,007,300	△106,696	10,884,384
事業年度中の変動額									
新株の発行	3,040	3,040		3,040					6,080
剰余金の配当						△171,756	△171,756		△171,756
当期純利益						1,783,495	1,783,495		1,783,495
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									—
事業年度中の変動額合計	3,040	3,040	—	3,040	—	1,611,739	1,611,739	—	1,617,819
平成24年12月31日 期末残高	1,132,846	1,587,253	269,759	1,857,013	8,078	9,610,960	9,619,039	△106,696	12,502,203

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成24年1月1日 期首残高	—	—	10,884,384
事業年度中の変動額			
新株の発行			6,080
剰余金の配当			△171,756
当期純利益			1,783,495
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	419	419	419
事業年度中の変動額合計	419	419	1,618,238
平成24年12月31日 期末残高	419	419	12,502,623

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年2月8日

株式会社ベルパーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚原 克哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルパークの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月13日

株 式 会 社	ベ ル パ ー ク	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	敦 谷 敬 一	Ⓔ
(社 外 監 査 役)	齋 藤 邦 雄	Ⓔ
社 外 監 査 役	山 川 隆 久	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3,000円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は198,342,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年3月28日といたしたいと存じます。

(注) 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記の配当は、当該株式分割前の株式数を基準に行われます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に一部追加するものであります。
- (2) 当社は、平成24年11月29日開催の取締役会において、平成25年1月1日を効力発生日として1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨、並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設を行う旨決議いたしました。これに伴い、単元未満株式についての権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、現行定款第8条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 電気通信機器及び事務機器の売買、リース、レンタル、取付工事並びに保守業務	2. 電気通信機器及び事務機器の売買、リース、 <u>輸出入</u> 、レンタル、取付工事並びに保守業務
3. 家庭用電気製品、コンピューター、コンピューター周辺機器、コンピューターソフトウェア及びマニュアルの販売及び保守業務	3. 家庭用電気製品、コンピューター、コンピューター周辺機器、コンピューターソフトウェア及びマニュアルの販売、 <u>輸出入</u> 及び保守業務
4. (条文省略)	4. (現行どおり)
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
12.	12.
13. インターネットを利用した各種情報提供サービス業	13. インターネットを利用した情報提供サービス及び商取引

第3号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を4名増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	にし かわ たける 西川 猛 (昭和31年11月5日生)	平成5年2月 当社監査役 平成7年4月 当社代表取締役副社長 平成8年2月 当社代表取締役社長（現任）	15,259株
※2	ふる かわ ひとし 古川 等 (昭和40年9月13日生)	平成16年3月 当社入社 当社東海営業本部副本部長 平成17年1月 当社東海通信事業本部副本部長 平成18年4月 当社東海通信事業本部長 平成18年8月 当社関東移動体事業本部長 平成20年1月 当社移動体コンシューマ事業本部長 平成21年4月 当社営業本部長（現任）	5株
※3	いし かわ ひろし 石川 洋 (昭和42年2月9日生)	平成11年8月 当社入社 平成11年9月 当社取締役管理部長 平成12年7月 当社取締役管理本部長 平成16年3月 当社執行役員管理本部長 平成21年3月 当社管理本部長（現任）	3株
4	あき た よし き 秋田 芳樹 (昭和27年2月12日生)	昭和59年9月 公認会計士登録 平成7年6月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成18年3月 当社取締役（現任） 平成19年9月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング代表取締役会長（現任） 平成24年6月 株式会社安川電機社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社レイヤーズ・コンサルティング代表取締役会長	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
※ 5	たか す たけ お 高 須 武 男 (昭和20年6月24日生)	昭和43年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和63年10月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）出向 営業本部長 平成5年10月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）ロスアンゼルス支店長 平成8年6月 米国BANDAI HOLDING CORP. 代表取締役社長 平成11年3月 株式会社バンダイ代表取締役社長 平成17年6月 同社代表取締役会長 平成17年9月 株式会社バンダイナムコホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 社団法人日本玩具協会会長（現任） 平成21年4月 株式会社バンダイナムコホールディングス代表取締役会長 平成23年6月 同社取締役 相談役 平成24年6月 同社相談役（現任） （重要な兼職の状況） 社団法人日本玩具協会会長 株式会社バンダイナムコホールディングス相談役	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
※ 6	ジョン・ダーキン (昭和35年4月18日生)	<p>平成9年9月 株式会社ナイキジャパン最高財務責任者兼情報システム本部長</p> <p>平成11年8月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成13年11月 ジェイフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社)専務取締役財務・調達本部長</p> <p>平成18年4月 ボーダフォン・アジアパシフィック社長</p> <p>平成20年3月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)専務取締役最高財務責任者</p> <p>平成21年1月 Interim Partners Pte Ltdマネージングディレクター(現任)</p> <p>平成22年4月 株式会社ベルシステム24執行役員副社長CFO</p> <p>平成25年2月 株式会社あきんどスシローCFO常務執行役員財務本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Interim Partners Pte Ltdマネージングディレクター</p> <p>株式会社あきんどスシローCFO常務執行役員財務本部長</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
※ 7	ジュラヴリョフ・オレグ (昭和47年5月8日生)	平成9年12月 INSEAD (欧州経営大学院) MBA 取得 平成10年2月 フィデリティ投信株式会社入 社 平成15年1月 ガートモア・アセットマネジ メント株式会社 (現ヘンダー ソン・グローバル・インベス ターズ・ジャパン株式会社) 入社 平成21年2月 株式会社シュアードリサーチ 設立 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シュアードリサーチ代表取締役	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社とジュラヴリョフ・オレグ氏が代表取締役を務める株式会社シュアードリサーチとの間には、アナリストレポート作成等に関する取引があります。その他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
3. 秋田芳樹、高須武男、ジョン・ダーキン及びジュラヴリョフ・オレグの4氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は秋田芳樹氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 秋田芳樹氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士やコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験、知見等を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 高須武男氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
6. ジョン・ダーキン氏を社外取締役候補者とした理由は、財務分野における高い見識と企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
7. ジュラヴリョフ・オレグ氏を社外取締役候補者とした理由は、MBA (経営学修士) の資格を有するとともに、証券アナリストとしての業務経験を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、平成24年12月31日現在の株式数を記載しております。なお、当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

第4号議案 取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関する報酬等の額及び内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成9年3月25日開催の当社第4回定時株主総会において、年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）としてご決議をいただいたものでありますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、報酬としてのストックオプション（新株予約権）を、後記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）については年額80,000千円以内として、設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割り当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、取締役（社外取締役を除く）に対しては37,500株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数375個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から、5年を経過した日から5年以内の範囲で、取締役会において定める。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
(i) 当社の平成25年12月期から平成29年12月期までの事業年度のいずれかにおいて、連結または当社単独での営業利益が50億円以上であること。
(ii) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
(iii) その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。
- ⑧ 新株予約権のその他の内容
新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の①及び③ないし⑧の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の従業員に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。かかる新株予約権について、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる個数は総数1,115個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式の数は総数111,500株を上限といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 ホテル ルポール麹町
2階 「ロイヤルクリスタルの間」
東京都千代田区平河町二丁目4番3号
TEL 03-3265-5365 (代表)

- ◎東京メトロ有楽町線 麹町駅1番出口より徒歩3分
- ◎東京メトロ南北線(有楽町線・半蔵門線) 永田町駅9b出口より徒歩5分

